

相談センターニュース



イメージキャラクター
mamorumaru

朝夕が少しずつしのぎやすくなり、青く澄んだ空に秋を感じさせる今日この頃ですが、皆様、いかがおすごでしょうか？

当センターには、女性からの相談も多く寄せられます。女性向けの無料相談会も開かれますので、うまく活用して、悩みを解消したいところですね。

さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 母（70代）は長年一人暮らしをしており、近くに住む長女の私は時々様子を見に行っています。最近、頻繁に物やお金をなくすようになったため、了解を得て私が通帳を預かるようになりました。ところが、兄弟から母のお金を使い込んでいると疑われ、通帳を預かっていることが心理的負担となっています。

以前、母は訪問販売の業者と高額な契約をしてしまったこともあり、母に通帳を返してしまうと、また業者に騙されてお金を引き出してしまうのではないかと心配です。どうしたらよいのでしょうか。

A 法定後見の利用を検討してみましょう。

<解説>

成年後見は、判断能力の低下した方でも安心して生活できるように支援する制度です。成年後見制度は大きく分けると2種類あり、すでに判断能力が低下している方が利用する法定後見と、将来判断能力が低下したときに備えて契約する任意後見があります。今回、お母さんはすでに判断能力が低下しているようですので、法定後見を利用することができます。

法定後見は、判断能力低下の程度に応じて3つの類型（後見・保佐・補助）に分かれています。家庭裁判所から選任された成年後見人等は、本人に代わって介護サービスや施設入所の契約を結んだり（身上監護）、預貯金・不動産の管理や収支を把握したりする（財産管理）など、本人にとって必要な支援を行います。また、悪質な業者と契約してしまった場合、成年後見人等がその契約を取り消すこともできます。ただし、成年後見人等の権限は、判断能力低下の程度や本人の希望によって違いがあります。

成年後見制度が本人にどのようなメリットをもたらすのかも含めて、手続きについて詳しく知りたいときは、司法書士にご相談ください。

相談センターニュース、そのころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。

アドレスはこちら↓



2 イベント・告知のひろば

女性のための女性司法書士による無料相談会

女性がより自分らしく生きるためのお手伝いとして、「女性のための女性司法書士による無料相談会」を開催します。

前回同様、面談会場にはキッズスペースもご用意いたします。この機会にぜひご相談ください。

日時 平成28年9月25日(日) 13:00~16:00

相談方法

① 面談による相談 会場 静岡県司法書士会館
(キッズスペースあり)

直接、会場にお越しください。

② 電話による相談 電話 054-289-3704

費用 ①②とも無料

★ 詳しくは、静岡県司法書士会HP

(<http://tukasanet.jp/>) をご覧ください！

本の紹介

相談センターニュースの本が発売されました！
「はい、静岡県司法書士会です！～相続の困りごと、お答えします」



相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

(発行元 静岡新聞社/本体価格(税抜)1,200円)

お求めは、お近くの書店またはこちら↓で！！

はい、静岡県司法書士会です！

検索

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！



相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続や株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 ...

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！